

天王寺区マスコットキャラクター使用取扱要綱

制定 平成 23 年 2 月 1 日
(直近改正 令和 3 年 11 月 10 日)

(趣旨)

第1条 この要綱は、天王寺区が定めた天王寺区マスコットキャラクター（以下「マスコット」という。）のデザインおよび着ぐるみを使用する場合の取り扱いに関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、マスコットとは、天王寺区が別に定めるデザインマニュアルのとおりとし、そのマスコットの愛称は「ももてんちゃん」、「天の王子」及び「かぶ太子」とする。

(使用承認の申請)

第3条 マスコットを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ天王寺区マスコットキャラクター使用承認申請書（様式 1）により、天王寺区長（以下「区長」という。）に申請し、承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 天王寺区役所が広報およびそれに準ずる業務の目的で使用する時。
- (2) 大阪市（天王寺区を除いた各区役所を含む。以下同じ）、国、地方公共団体及びそれに準ずる機関が広報及びそれに準ずる業務の目的で使用する時。
- (3) 天王寺区サポーター制度運用要綱に定める登録団体・企業・事務所等が天王寺区内において、地域課題の解決、地域の発展、公共の福祉の増進に努める取組みの広報及びそれに準ずる業務の目的で使用する時。
- (4) デザインの使用において報道機関が報道の目的で使用する時。
- (5) その他、承認の手続きを必要としないと区長が認めたとき。

2 前項第 2 号又は第 3 号による申請者は、使用開始を希望する日の 2 週間前までに、天王寺区役所企画総務課事業戦略室（以下、「事業戦略室」という。）に使用目的、期間を報告することにより前項に定める申請に代える。

(使用承認)

第4条 区長は、前条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号に該当する場合を除き、マスコットの使用を承認する。

- (1) 法令や公序良俗に反するおそれがあるとき。
- (2) 特定の政治活動、思想活動又は宗教活動に利用されるおそれがあるとき。
- (3) 特定の個人又は団体等の売名に利用されるおそれがあるとき。
- (4) 天王寺区およびマスコットのイメージを損なうおそれがあるとき。
- (5) 営利を目的とするとき。

ただし、当該利用が天王寺区の PR や経済振興に寄与すると区長が認め承認した場合を除く。

- (6) その他、区長がマスコットの使用を不適切と認めるとき。

- 2 区長は、前項の規定に基づき使用を承認した場合、天王寺区マスコットキャラクター使用承認通知書（様式 2）により、使用を承認しなかった場合、天王寺区マスコットキャラクター使用不承認通知書（様式 3）により申請者に通知する。
- 3 マスコットの使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）が、承認された内容について変更するときは、天王寺区マスコットキャラクター使用内容変更申請書（様式 4）により申請しなければならない。区長は、第 1 項の規定に基づき変更を承認した場合、天王寺区マスコットキャラクター使用内容変更承認通知書（様式 5）により使用者に通知する。

（使用期間）

第5条 デザインの使用期間は、原則として 1 年以内とする。

- 2 着ぐるみの使用期間は、原則として引渡しを受ける日から 7 日以内（返却する日を含む）で、前条の承認を受けた期間内とする。

（使用料）

第6条 キャラクターの使用に係る料金等は徴収しない。

（使用上の遵守事項）

第7条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 区及びマスコットのイメージを損なうような使用をしないこと。
- (2) 承認された用途のみに使用し、区長の指示する条件に従うこと。
- (3) 使用者は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。
- (4) 商標登録出願を行わないこと。
- (5) デザインの使用においては、デザインマニュアルに定めたデザイン、色を正しく使用し、区長が特に認めた場合を除き改変等を行わないこと。
- (6) デザインの使用において、第 3 条第 1 項第 1 号による目的以外で使用する場合は、区長が特に認めた場合を除き、天王寺区の著作物であることを示す「©大阪市天王寺区役所」又は天王寺区のマスコットキャラクターであることを明示すること。
- (7) 着ぐるみの使用においては、取扱説明書に沿って丁寧に扱うこと。使用中に破損等があれば、速やかに事業戦略室に連絡、協議のうえ使用者の責任と負担により修理を行うこと。また、汚損の場合は、協議のうえ申請者の責任と負担によりクリーニングを行うこと。

（使用承認の取消し）

第8条 区長は、マスコットの使用がこの要綱に定めた規定に違反していると認められる場合、使用承認の取消し及び是正のための措置をとることができる。

- 2 区長は、前項の規定により承認を取り消したときは、天王寺区マスコットキャラクター使用承認取消書（様式 6）により通知する。
- 3 デザインの使用において、第 1 項の規定により承認を取り消された者は、当該承認により作成された物品等をいかなる場合であっても使用してはならない。

（使用状況の報告）

第9条 使用者は、マスコットの使用後速やかに使用状況について、ポスター、ちらし、写真等の使用実績を事業戦略室に提出しなければならない。

(責任の制限)

第10条 使用又は承認の取消し等により、使用者が被った損害又は使用者が第三者に与えた損害に対して、天王寺区及び区長は一切その責任を負わない。

(補足)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は区長が別に定める。

附則

この要綱は、平成 23 年 2 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 29 年 5 月 26 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 3 年 11 月 10 日から施行する。

年 月 日

天王寺区マスコットキャラクター使用承認申請書

天王寺区長

住所

社名・団体名

代表者職・氏名

担当者名

(連絡先)

天王寺区マスコットキャラクターを次のとおり使用したいので申請します。
なお、申請にあたり、定められた使用上の事項を遵守します。また、キャラクターの使用において発生した損失について、区役所に補償等の要求はしません。

使用種別	デザイン ・ 着ぐるみ
使用事業および用途	
使用目的	
使用期間	年 月 日～ 年 月 日
使用する場所等	

下記のとおりに間違いのないことを誓います。

☐ 法令や公序良俗に反する使用は行いません。

☐ 特定の政治活動、思想活動又は宗教活動を目的とする使用は行いません。

☐ 特定の個人又は団体の売名を目的とする使用は行いません。

☐ 天王寺区およびマスコットのイメージを損なう使用は行いません。

☐ 営利を目的としません。(使用取扱要綱第 4 条第により区長が認めた場合を除く)

☐ 第三者を誹謗・中傷・差別する使用は行いません。

☐ 暴力団もしくは、暴力団員の統制の下にある団体によるものではありません。

☐ 使用取扱要綱第 7 条（使用上の遵守事項）を全て遵守します。

年 月 日

天王寺区マスコットキャラクター使用承認通知書

様

天王寺区長

年 月 日付けで申請のありました天王寺区マスコットキャラクターの使用について、下記の条件を付して承認します。

使用種別	デザイン ・ 着ぐるみ
使用事業および用途	
使用目的	
使用期間	年 月 日～ 年 月 日
使用する場所等	

【注意事項】

- (1) 区及びマスコットのイメージを損なうような使用をしないこと。
- (2) 承認された用途のみに使用し、区長の指示する条件に従うこと。
- (3) 承認を受けた者は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。
- (4) 商用登録出願を行わないこと。
- (5) デザインの使用においては、デザインマニュアルに定めたデザイン、色を正しく使用し、区長が特に認めた場合を除き改変等を行わないこと。
- (6) デザインの使用において、区長が特に認めた場合を除き、天王寺区の著作物であることを示す「©大阪市天王寺区役所」又は天王寺区のマスコットキャラクターであることを明示すること。
- (7) 着ぐるみの使用においては、取扱説明書に沿って丁寧に扱うこと。使用中に破損等があれば、速やかに天王寺区役所企画総務課事業戦略室に連絡、協議のうえ使用者の責任と負担により修理を行うこと。また、汚損の場合は、協議のうえ使用者の責任と負担によりクリーニングを行うこと。
- (8) マスコットを使用した者は、使用後速やかに使用状況について、ポスター、ちらし、写真等の使用実績を天王寺区役所企画総務課事業戦略室に提出すること。

年 月 日

天王寺区マスコットキャラクター使用不承認通知書

様

天王寺区長

年 月 日付けで申請のありました天王寺区マスコットキャラクターの使用について、
下記の理由により使用を承認できないため通知します。

[理由]

天王寺区マスコットキャラクター使用取扱要綱第 4 条第 1 項第 号に該当するため

年 月 日

天王寺区マスコットキャラクター使用内容変更申請書

天王寺区長

住所

社名・団体名

代表者職・氏名

担当者名

(連絡先)

年 月 日付けで、承認された天王寺区マスコットキャラクター使用内容を次のとおり変更したいので、変更申請します。

[変更項目]

使用事業および用途 ・ 使用目的 ・ 使用期間 ・ 使用する場所等

[変更内容]

変更前	
変更後	

年 月 日

天王寺区マスコットキャラクター使用内容変更承認通知書

様

天王寺区長

年 月 日付けで、申請のありました天王寺区マスコットキャラクターの使用について、下記の条件を付して承認します。

[変更項目]

使用事業および用途 ・ 使用目的 ・ 使用期間 ・ 使用する場所等

[変更内容]

変更前	
変更後	

[注意事項]

- (1) 区及びマスコットのイメージを損なうような使用をしないこと。
- (2) 承認された用途のみに使用し、区長の指示する条件に従うこと。
- (3) 承認を受けた者は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。
- (4) 商用登録出願を行わないこと。
- (5) デザインの使用においては、デザインマニュアルに定めたデザイン、色を正しく使用し、区長が特に認めた場合を除き改変等を行わないこと。
- (6) デザインの使用において、区長が特に認めた場合を除き、天王寺区の著作物であることを示す「©大阪市天王寺区役所」又は天王寺区のマスコットキャラクターであることを明示すること。
- (7) 着ぐるみの使用においては、取扱説明書に沿って丁寧に扱うこと。使用中に破損等があれば、速やかに天王寺区役所企画総務課事業戦略室に連絡、協議のうえ使用者の責任と負担により修理を行うこと。また、汚損の場合は、協議のうえ使用者の責任と負担によりクリーニングを行うこと。
- (8) マスコットを使用した者は、使用後速やかに使用状況について、ポスター、ちらし、写真等の使用実績を天王寺区役所企画総務課事業戦略室に提出すること。

年 月 日

天王寺区マスコットキャラクター使用承認取消書

様

天王寺区長

年 月 日付けで申請のありました天王寺区マスコットキャラクターの使用について、
下記の理由により使用承認を取消します。

[理由]

天王寺区マスコットキャラクター使用取扱要綱第 条第 項第 号に該当するため